

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：デロイト トウシュ トーマツ大連事務所

「2011年度中国税務のFAQ（東北地区）」

セミナー要旨・質疑応答報告書

2011年6月14日（（ハルビン）、15日（長春）、16日（瀋陽）、17日（大連）

セミナー要旨

- テーマ別主要論点 FAQ
 - ✓ PE 課税アップデート
 - ✓ 個人所得税総復習
- 個別論点 FAQ

質疑応答集

（ハルビン会場）

Q1: 7月から施行予定の外国籍勤務者に対する社会保険制度において、現地採用だけでなく、日本派遣駐在員もその対象となりうるか。

A1: 人力資源・社会保障部が6月10日公布した「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法（意見募集稿）」によれば、現地採用だけでよいという記述はありません。セミナー当日の情報においては、日本派遣駐在員も対象になると考えておいた方がよいと思われます。

Q2: 先般パブリックコメントを募集していた個人所得税草案において、そのまま施行されるとすれば、外国籍個人所得税について、何か変更があるか（税率、所得控除額(従来は 4,800 元)など)

A2: セミナー当日の情報において、税率が9段階から7段階に変更されることが予定されています。外国籍について所得控除額の変更が明確にされていません。

Q3: 賞与に対する個人所得税について、12等分可能なのか。年2回支給の場合は不可なのか。

A3: 一定の基準を満たせば、年1回性賞与の賞与が適用でき、この場合、ここに記載の12等分の考え方が適用されます。年2回支給をしたからと言って、年1回性賞与が適用できないということはありません。

（瀋陽会場）

Q1: 中国で収益をあげた場合の、中国で支払うべき税金と日本へ持ち込んだ際に発生する税金など知りたいです。

A1: 質問の前提を「非居住者企業が中国で収益をあげた場合」に限定しますと、中国で支払

う税金は、特許権使用料、利息、配当、リース料に対して企業所得税が10%課されます。その他、PE認定された場合に企業所得税（PE課税）が課されます。また、サービスの提供の場合は、別途営業税が課されます。日本に持ち込んだ際に発生する税金は、当該収益に対して法人税が課されることとなります。ただし、一定の条件を満たせば、中国側で発生した企業所得税に関して外国税額控除の適用を受けることができます。

Q2：退税の税務方法が変わったと聞いておりますが、その部分を詳しくご説明くださるようお願いいたします。

A2：（当日直接の質疑応答により、「生産企業が国内仕入・海外輸出をした場合、増値税の還付を受けることができるのか」という質問であることがわかりました。）この方法は最近変わったものではありません。また、一定の条件を満たせば、増値税の還付を受けることができます。

（大連会場）

Q1：我が社はアウトソーシング主とする会社で、今年4月に日本から一名の技術の指導者を派遣して来て、賃金は全て日本から支払って、中国で居留するビザの発給も日本での中国大使館で、人事上に大連とはいかなる関係がなくて、中国の法律と税務上にどんな注意することがあるかを伺います。

A1：ビザの発給を日本における中国大使館で行うのは一律に同じです。その後中国において居留証を発行してもらうのが一般的です。賃金をすべて日本から支払うことについては、それにより、日本の親会社がPE認定されるリスクが若干あります。詳細はレジユメのP21をご参照ください。

Q2：2012年大連に販売会社（独資）の設立を予定。直近、税務上の変更点で、注意が必要な事項を教えてください

A2：大連だけの注意点というのは特にありません。2010年12月より、外資系企業に対しても都市維持建設税及び教育費附加が課されるようになったことが、直近の税務上の変更点です。

Q3：外資独資企業として中国における節税注意点

A3：外資独資企業としての税制優遇策はなくなりました。

Q4：外資企業が中国で飲食業を投資する際の税務上の注意点

A4：飲食業において特段注意すべき税務上の注意点はないと理解しています。

Q5：ここ数年で、外資企業が享受できていた数々の優遇税制が撤廃されているが、状況整理した一覧表やそれぞれの解説があれば助かります。

A5：2008年1月1日施行の新企業所得税法で多くの優遇税制が撤廃されました。その後2009年1月1日施行の増値税では輸入設備の免税措置が撤廃され、同年同月同日施行の営業法では課税対象の範囲が実質的に広がりました。さらに上述の都市維持建設税および教育費附加

の納付が義務化されました。

Q6：大連市特例の税務事情。日系（外資）企業に対して不利な税務内容。トラブル発生事例。

A6：特例の税務事情は特にありません。ただし、全中国において、徴税強化の運用が厳しい地区の一つだと思われます。

Q7：6月より中国に初めて常駐するため、基礎から勉強をしたい。

A7：日本の書店及びネット書店で、中国に関する情報（会計、税務、投資、法務等々）を日本語で得ることが可能です。

Q8：営業税の節税対策、会計スタッフの日常業務

A8：一般論として、営業税の節税対策といったものではありません。会計スタッフの日常業務は、伝票記票、会計帳簿への記帳、出納、証憑整理、税務申告等となります。

以上